

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月16日

京都市長 松井孝治

京都市規則第42号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第44号を第45号とし、第37号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 物価高対応子育て応援手当及び京都市物価高対応子育て応援手当に関すること。

第15条みどり政策推進室の款中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市庁舎の庭園及び樹木の維持管理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)